中小企業知的財産活動支援事業費補助金
実施要領

（中小企業等海外侵害対策支援事業）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領
（中小企業等海外侵害対策支援事業）

中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外侵害対策支援事業）の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び同施行令（昭和３０年政令第２５５号）並びに中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（２０１６０３２３特第1号。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによる。

１．適用

この実施要領は、要綱第１条に掲げる独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）が行う中小企業等海外侵害対策支援事業（以下「補助事業」という。）に適用する。

２．定義

本実施要領において用いる用語は、要綱第２条の定義によるものとする。

３．模倣品対策支援事業の事業内容

ジェトロは、次に掲げる要領により戦略的に外国での模倣品対策を行おうとする中小企業者等に対し模倣品対策支援事業を行うものとする。

（１）募集

ジェトロは、ジェトロのホームページ上やメールマガジン、本部、大阪本部、貿易情報センターにて模倣品対策支援事業の募集を行う。ただし、募集期限を前に助成枠が上限に達してしまった場合、ジェトロは模倣品対策支援事業の募集を終了する。

（２）申請要件

ジェトロは、海外で特許権、商標権、意匠権および実用新案権の産業財産権侵害を受けており、模倣品対策支援事業の助成を希望する中小企業者等から様式第１の申請書を提出させ、次に掲げる要件等に合致する企業の申請を受理するものとする。（以下４．防衛型侵害対策支援事業及び５．冒認商標無効・取消係争支援事業についても同じ。）

①様式第１の申請書および申請書に記載のあるその他の必要書類を不備なく提出したもの。
②中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

これに加えて以下の条件を付す。
ア）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。
イ）法人格のない個人事業者を含む。
ウ）NPO法人は含まない（NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう）。
エ）ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。
・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、みなし大企業という）。
・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャ

ーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人。

オ）業界団体等については、加盟メンバーの2/3以上が中小企業である必要がある。

③②のほか、地域団体商標については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人。

④調査・摘発等対象製品の産業財産権を調査・摘発等実施国において保持しているか、ライセンス許諾を受けている者。または中国の商標に限っては出願公告中か、ライセンス許諾を受けている者も含む。なお、出願公告中の商標が最終的に取得できなかった場合、ジェトロは費用の補助を行わない。

⑤調査・摘発等実施国において権利侵害の可能性を示す証拠があること。

⑥ジェトロ以外の機関から、同様の補助を受けていないこと。

⑦調査・摘発等実施後3年の間に権利行使などの進展があった場合は、ジェトロに対して報告義務を負えること。

⑧ジェトロと常に連絡を取れる担当者が置けること。

⑨申請書提出前に必ずジェトロと面談の機会を設けられること。

（３）対象企業および支援対象の選定と通知

申請を受理した企業のうち、次に掲げる①～③の要件等に合致する企業を支援対象として選定し、ジェトロおよび国にて支援の可否を判断する。支援対象として決定した企業に対し、ジェトロは書面にて通知をする。

①侵害調査・摘発等を実施する妥当な動機、目的があること。

②調査・摘発等対象国において既にビジネスを展開している、または対象国等における今後の事業展開が予定されており、侵害調査・摘発等の結果が有用に利用されると判断されること。

③助成を受けられなかった場合の対応策を含め、模倣品被害への対応策が組織として十分に検討されていること。

（４）委託先の選定

ジェトロは、支援対象企業の希望する調査・摘発等対象国における調査・摘発等を委託する弁護士事務所又は弁理士事務所等（以下「調査・摘発等実施機関」という。）をジェトロが内部で定める規定に従い、決定する。見積依頼内容は、調査・摘発等対象国における侵害疑義品の販売状況、流通状況、製造状況、輸出入状況の調査、サンプル購入、鑑定、公証、警告、摘発等を含み、別途ジェトロと支援対象企業が定める調査仕様書に基づくものとする。

なお、委託先調査・摘発等実施機関の選定について、本実施要領に記載のない事項については、契約書に定める。

（５）契約

ジェトロは、支援対象企業と調査・摘発等受託契約を締結する。調査・摘発等を実施する国におけるジェトロ事務所は、調査・摘発等実施機関と調査・摘発等委託契約を締結する。

契約締結後の仕様の変更は原則として認められないが、ジェトロと支援対象企業との協議の結果、調査・摘発等遂行上、変更が有用だとジェトロが認めた場合は、所定の手続きをふまえて仕様の変更を行う。

なお、本実施要領に記載のない事項については、必要に応じて調査・摘発等受託契約書及び委託契約書に定める。

（６）調査

模倣品対策支援事業において、調査とは、侵害疑義品の販売状況、流通状況、製造状況、

輸出入状況の調査、サンプル購入、鑑定、公証調査を指す。以上に当てはまらない項目は、その都度実施についてジェトロと関係省庁において実施の判断をする。
侵害疑義品の販売状況、流通状況、製造状況、輸出入状況の調査、サンプル購入、鑑定、公証調査の過程で入手したサンプルについては、支援対象企業にて管理をするが、ジェトロから提出を求められた際は即時に対応できるよう留意する。

（７）警告
模倣品対策支援事業において、警告とは、権利侵害者に対する警告状送付を指し、作成および送付にかかる費用を補助対象とする。
なお、実施済みの調査結果に基づき警告および摘発を希望された場合であっても、対象業者の最新状況確認のための調査は行う。

（８）摘発
模倣品対策支援事業において、摘発とは、摘発行為の実施を支援するものであり、支援対象企業の希望する摘発結果を保証するものでない。
［支援対象］
・商標権侵害に基づく行政機関による行政摘発（国・地域によっては実施できない可能性がある）
・中国における、意匠権侵害に基づく行政機関による行政摘発

支援対象項目は別途調査・摘発等受託契約書で定める。
なお、実施済みの調査結果に基づき警告および摘発を希望された場合であっても、対象業者の最新状況確認のための調査は行う。

（９）その他の措置
模倣品対策支援事業において、その他の措置とは、上述の調査・警告・摘発のいずれにも属さない措置に要する費用を補助対象とする。
[支援対象]
・侵害行為が確認されるウェブサイトの削除
・調査、摘発等実施機関で代行可能な税関登録（国・地域によっては実施できない可能性がある）

支援対象項目は別途調査・摘発等受託契約書で定める。
なお、実施済みの調査結果に基づき警告および摘発を希望された場合であっても、対象業者の最新状況確認のための調査は行う。

（１０）調査・警告・摘発・その他の措置報告書の提出
調査・警告・摘発・その他の措置を実施後、その結果については、ジェトロから支援対象企業に報告書を提出する。また、ジェトロは随時進捗管理に努め、必要に応じて中間報告を行う。

（１１）精算
調査・警告・摘発・その他措置報告書の確認が終了したのち、支払い手続きに入る。まず、ジェトロから委託先調査・摘発等実施機関に調査・摘発等委託契約に基づき確定した調査・摘発等にかかった費用を支払い、その後に費用の1/3を補助対象企業に請求する。確定した調査・摘発等にかかった費用の2/3が、ジェトロの最大負担可能額である400万円を超過する場合には、その超過金額も補助対象企業にあわせて請求する。経費換算レートおよび支払期限については、調査・摘発等受託契約書にて定めることとする。

（１２）事後評価および効果の確認
支援対象企業は調査・摘発等実施報告書の受領後3年間、調査・摘発等の結果に基づいて侵害者に対する権利行使などを行った場合、その経緯および結果について、ジェトロに報告する。また、ジェトロは毎年度始めに、過去3年間に模倣品対策支援事業を利用した支援対象企業に対してアンケートを実施し、本事業の効果や満足度の把握に努める。

（１３）成果の普及

ジェトロは、模倣品対策支援事業による支援を得て侵害調査・摘発等を行った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援対象企業の了解を得た上で、成果普及セミナーの開催や事業案内パンフレットへの掲載等をとおして情報提供をすることにより、他の中小企業における戦略的な模倣対策の推進に努めるものとする。

（１４）守秘義務

模倣品対策支援事業において、ジェトロ及びジェトロと契約等をした調査・摘発等実施機関は、事業実施により知りえた企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

（１５）留意点

①国がジェトロを通じて行う助成は、要綱第４条の交付の対象の範囲内において、原則として、１年度あたりの１企業に対する助成金の総額を次に掲げる金額とする。１企業に対する１事業年度内の助成金の総額　４００万円以内。
②採択通知後は、原則として申請書の内容は変更できないものとする。
③ジェトロは、模倣品対策支援事業に要する経費の支払いの方法等についてあらかじめ規定を定めておくものとする。
④やむを得ない事情により支援対象企業が負担すべき調査・摘発等にかかる費用を支払うことができないと判断された場合、または支援対象企業が何らかの事情により、採択を受けた模倣品対策支援事業の実施を辞退せざるをえない場合、ジェトロは様式第2に定める辞退届を受理次第、調査・摘発等の中止を検討する。いずれの場合も既に発生している調査・摘発等にかかった費用等は、別途定める調査・摘発等受託契約書の規定に沿い、負担額を請求する。
⑤ジェトロは、模倣品対策支援事業の実施に必要と判断する様式等を定め、模倣品対策支援事業の円滑な遂行に務めるものとする。
⑥本実施要領に記載のない事項については、必要に応じて調査・摘発等受託契約書に定める。

４．防衛型侵害対策支援事業の事業内容

ジェトロは、次に掲げる要領により海外で現地企業から権利侵害をしているとの訴え又は警告を受けた中小企業者等に対し、係争活動にかかる経費の一部を助成する防衛型侵害対策支援事業を実施する。

（1）募集

ジェトロは、ジェトロのホームページ上やメールマガジン、本部、大阪本部、貿易情報センターにて本事業の募集を行う。ただし、募集期限を前に助成枠が上限に達してしまった場合、ジェトロは本事業の募集を終了する。

（2）申請要件

ジェトロは、海外で現地企業から権利侵害をしているとの訴え又は警告を受ける等、産業財産権に係る係争に巻き込まれており、防衛型侵害対策支援事業の助成を希望する中小企業者等から様式第３の申請書を提出させ、次に掲げる要件等に合致する企業の申請を受理するものとする。なお、下記③④については、申請者の現地法人の名義である場合を含むこととする。

① 様式第３の申請書および申請書に記載のあるその他の必要書類を不備なく提出したもの。
② 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人であること。本実施要領３．（２）②の規定を準用する。ただし、地域団体商標については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。
③ 係争対象国で係争に関連する産業財産権（地域団体商標を含む）を保持、もしくはその実施権を得ていること。
ただし、本実施要領４．（３）①の冒認出願による係争の場合は、係争に関連する産業財産権を日本で有していること。

④ 警告状又は訴状等、係争対象国で相手方から係争を起こされたことを示す証拠があること。
なお、申請前に既に弁護士への相談等係争活動に着手されている案件であっても申請できるものとする。
⑤ ジェトロ以外の機関から、同様の補助を受けていないこと。
⑥ 本事業実施期間内（補助金交付決定した日から１２月３１日まで）において係争が十分に進展しなかった場合等、翌年度、再度様式第３の申請書を提出することができる。その際の補助上限額は、当該年度に定められた補助上限額から前年度利用分を差し引いた額とする。
⑦ 支援終了後３年の間に判決、和解などの係争に係る進展があった場合は、様式１１を用いジェトロに対して報告義務を負えること。
⑧ ジェトロと常に連絡を取れる担当者が置けること。
⑨ 申請書提出前に、必ずジェトロと面談の機会を設けられること。

（３）補助対象企業の選定と間接補助金交付決定の通知

ジェトロは、申請を受理した企業のうち、次に掲げる①～③のいずれかの要件に合致する企業を補助対象として選定し、特許庁と協議して支援の可否を判断する。また、当該案件が海外知財訴訟保険により保険金の支払いを受けていないことを確認する。補助対象として決定した企業に対し、ジェトロは様式第４にて間接補助金交付決定の通知をする。間接補助金交付決定の通知において記載する、間接補助金の額は、一律５００万円（上限額）とする。なお、ジェトロは通知に際して必要な条件を付することができる。

① 冒認出願等により係争対象国での産業財産権を現地企業（原則として日系企業を除く。）に先取りされているため係争となっている。
② 係争対象国において無審査によって取得できる産業財産権が、出願日の前後を問わず、現地企業（原則として日系企業を除く。）との間で並存しているため係争となっている。
③ 係争対象国での産業財産権を保持しつつも、事業を実施していない現地企業（原則として日系企業を除く。）から権利行使され、係争となっている。

（４）事業実施期間及び補助対象経費

ジェトロは、防衛型侵害対策支援事業において、補助金交付決定した日から１２月３１日までを事業実施期間とし、この期間の間に発生した補助対象企業が本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認められる経費（「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で間接補助金を交付することができる。

① 補助対象経費には裁判所からの損害賠償額及び和解金は含まないものとする。
② 補助対象経費の区分については、要綱第４条の別表のとおりとする。

（５）補助率及び上限額

ジェトロの支給する間接補助金の補助率は補助対象経費の３分の２以内とし、間接補助金の交付上限額は１企業あたり５００万円とする。

（６）申請の取り下げ

ジェトロが承認し得る何らかのやむを得ない事情により交付の申請を取り下げようとするとき、補助対象企業は、様式第５を以てジェトロに申し出ることとする。ジェトロは、補助対象企業より当該申し出があった場合、特許庁にその旨通知することとする。

（７）補助対象企業の経理等

補助対象企業は、本事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、補助対象企業は、前項の帳簿及び証拠書類を本事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、ジェトロの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（８）債権譲渡の禁止

補助対象企業は、４．（３）の補助金交付決定によって生じる権利の全部又は一部をジェトロの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（９）事故報告
補助対象企業は、本事業に係る係争活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６による事故報告書をジェトロに提出し、その指示を受けなければならない。

（１０）状況報告
補助対象企業は、本事業に係る係争活動の遂行及び収支の状況について、ジェトロの要求があったときは速やかに様式第７による状況報告書をジェトロに提出しなければならない。

（１１）実績報告
補助対象企業は、本事業の実施期間が満了したときは、１月３１日までに様式８による実績報告書をジェトロに提出しなければならない。なお、補助対象企業が実績報告書を止む得ない理由により提出できない場合は、ジェトロは期限について猶予することができる。
補助対象企業は、実績報告書を提出するに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

（１２）間接補助金額の確定等
ジェトロは、補助対象企業から実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、補助対象企業に通知する。
なお、ジェトロは、補助対象企業に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
また、当該案件が海外知財訴訟保険補助事業を利用した海外知財訴訟保険の保険金支払い対象案件である場合、ジェトロは実施要領４（１５）④をもって補助対象企業に交付決定の取消を行う。

（１３）間接補助金の支払い
ジェトロは、交付すべき間接補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。補助対象企業は、間接補助金の支払いを受けようとするときは、様式第９による精算（概算）請求書をジェトロに提出しなければならない。

（１４）消費税等仕入控除額の確定に伴う間接補助金の返還
補助対象企業は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１０により速やかにジェトロに報告しなければならない。
なお、ジェトロは、本報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずることとする。返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（１５）交付決定の取消し等
ジェトロは、次のいずれかに該当する場合には、４．（３）の間接補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
① 補助対象企業が法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づくジェトロの処分若しくは指示に違反した場合
② 補助対象企業が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
③ 補助対象企業が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
④ 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
⑤ 補助対象企業が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

ジェトロは、取消しをした場合において、既に取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して間接補助金の全部又は一部の返還を命ずることとする。
ジェトロは、間接補助金の返還を命ずる場合には、上記④の場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納

付を併せて命ずるものとする。返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（１６）守秘義務
本事業において、ジェトロは、事業実施により知り得た補助対象企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

（１７）支援効果の確認
ジェトロは、本事業の完了した日の属する会計年度終了後３年間、補助対象企業に対する調査等を通じて、随時、本事業による支援効果の確認として、本事業に係る確認を行うものとする。

（１８）暴力団排除に関する誓約
補助対象企業は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（１９）その他必要な事項
本要領のほか、本事業の実施に必要な事項は、ジェトロが別に定めるものとする。

５．冒認商標無効・取消係争支援事業の事業内容

ジェトロは、次に掲げる要領により海外で現地企業等に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化（以下「冒認商標」という。）された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すために自ら提起する係争活動に係る経費の一部を助成する冒認商標無効･取消係争支援事業を実施する。

（１）募集
ジェトロは、ジェトロのホームページ上やメールマガジン、本部、大阪本部、貿易情報センターにて本事業の募集を行う。ただし、募集期限を前に助成枠が上限に達してしまった場合、ジェトロは本事業の募集を終了する。

（２）申請要件
ジェトロは、海外で現地企業等に冒認出願された場合において、相手方の権利を取り消すために冒認商標無効・取消係争支援事業の助成を希望する中小企業者等から様式第１２の申請書を提出させ、次に掲げる要件等に合致する企業の申請を受理するものとする。なお、申請者及び現地法人の名義で申請前に既に弁護士への相談等係争活動に着手されている案件であっても申請できるものとする。
① 様式第１２の申請書および申請書に記載のあるその他の必要書類を不備なく提出していること。
② 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人であること。本実施要領３．（２）②の規定を準用する。ただし、地域団体商標については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。
③ 係争対象国で第三者が既に出願又は登録している商標と同一又は類似の商標権又は地域団体商標を１つ以上日本で有していること。
④ 支援終了後３年の間に判決、和解などの係争に係る進展があった場合は、様式２０を用いジェトロに対して報告義務を負えること。
⑤ ジェトロと常に連絡を取れる担当者が置けること。
⑥ 申請書提出前に、必ずジェトロと面談の機会を設けられること。

（３）補助対象企業の選定と間接補助金交付決定の通知
申請を受理した企業のうち、次に掲げる①～⑤の全ての要件に合致する企業を補助対象として選定し、ジェトロが特許庁と協議して支援の可否を判断する。補助対象として決定した企業に対し、ジェトロは様式第１３にて間接補助金交付決定の通知をする。間接補助金交付決定の通知において記載する、間接補助金の額は、一律５００万円（上限額）とする。なお、ジェトロは通知に際して必要な条件を付する

ことができる。

① 取り消そうとする冒認商標が、日本国で申請者が有している商標権等と同一又は類似であること。
② 冒認商標無効・取消係争により、日本企業である補助対象企業に何らかの被害が生じている又は生じる可能性が高いこと。
③ 冒認商標が無効・取消になった後、補助対象企業自身で当該国に出願又は事業活動を行う意志が明確であり、係争活動の結果が有用に利用されると判断されること。
④ 助成を受けられなかった場合の対応策を含め、冒認商標への対応策が組織として十分に検討されていること。
⑤ ジェトロ以外の機関から、同一の冒認商標取消に要する費用につき同様の補助（海外知財訴訟保険の支払い対象となる案件を含む。）を受けていないこと。

（4）事業実施期間及び補助対象経費

ジェトロは、冒認商標無効・取消係争支援事業において、補助金交付決定した日から１２月３１日までを事業実施期間とし、この期間の間に発生した補助対象企業が本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認められる経費（「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で間接補助金を交付することができる。

① 補助対象経費には裁判所からの損害賠償額及び和解金は含まないものとする。また、拒絶査定不服審判や商標買取にかかる費用も対象外。
② 補助対象経費の区分については、要綱第４条の別表のとおりとする。

（5）補助率及び上限額

ジェトロの支給する間接補助金の補助率は補助対象経費の３分の２以内とし、間接補助金の交付上限額は１企業あたり５００万円とする。

（6）申請の取り下げ

ジェトロが承認し得る何らかのやむを得ない事情により交付の申請を取り下げようとするとき、補助対象企業は、様式第１４を以てジェトロに申し出ることとする。ジェトロは補助対象企業より当該申し出があった場合は、特許庁にその旨通知することとする。

（7）補助対象企業の経理等

補助対象企業は、本事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、補助対象企業は、前項の帳簿及び証拠書類を本事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、ジェトロの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（8）債権譲渡の禁止

補助対象企業は、５．（３）の補助金交付決定によって生じる権利の全部又は一部をジェトロの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（9）事故報告

補助対象企業は、本事業に係る係争活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第１５による事故報告書をジェトロに提出し、その指示を受けなければならない。

（１０）状況報告

補助対象企業は、本事業に係る係争活動の遂行及び収支の状況について、ジェトロの要求があったときは速やかに様式第１６による状況報告書をジェトロに提出しなければならない。

（１１）実績報告

補助対象企業は、本事業の実施期間が満了したときは、1月３１日までに様式１７による実績報告書をジェトロに提出しなければならない。なお、補助対象企業が実績報告書を止む得ない理由により提出できない場合は、ジェトロは期限について猶予することができる。

補助対象企業は、実績報告書を提出するに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

かな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

（１２）間接補助金額の確定等
ジェトロは、補助対象企業から実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、補助対象企業に通知する。
なお、ジェトロは、補助対象企業に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
また、当該案件が海外知財訴訟保険補助事業を利用した海外知財訴訟保険の保険金支払い対象案件である場合、ジェトロは実施要領５（１５）④をもって補助対象企業に交付決定の取消を行う。

（１３）間接補助金の支払い
ジェトロは、交付すべき間接補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。補助対象企業は、間接補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１８による精算（概算）請求書をジェトロに提出しなければならない。

（１４）消費税等仕入控除額の確定に伴う間接補助金の返還
補助対象企業は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１９により速やかにジェトロに報告しなければならない。
なお、ジェトロは、本報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずることとする。返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（１５）交付決定の取消し等
ジェトロは、次のいずれかに該当する場合には、５．（３）の間接補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
① 補助対象企業が法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づくジェトロの処分若しくは指示に違反した場合
② 補助対象企業が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
③ 補助対象企業が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
④ 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
⑤ 補助対象企業が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

ジェトロは、取消しをした場合において、既に取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して間接補助金の全部又は一部の返還を命ずることとする。
ジェトロは、間接補助金の返還を命ずる場合には、上記④の場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（１６）守秘義務
本事業において、ジェトロは、事業実施により知り得た補助対象企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

（１７）支援効果の確認
ジェトロは、本事業の完了した日の属する会計年度終了後３年間、補助対象企業に対する調査等を通じて、随時、本事業による支援効果の確認として、本事業に係る確認を行うものとする。

（１８）暴力団排除に関する誓約

補助対象企業は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（１９）その他必要な事項

本要領のほか、本事業の実施に必要な事項は、ジェトロが別に定めるものとする。

附　則

この実施要領は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度予算に係るものから適用する。

様式第１（模倣品対策支援事業の申請用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

申請者 住所
氏名　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　　印

平成　　年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
（模倣品対策支援事業）
申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）３．（２）申請要件の規定に基づき、上記模倣品対策支援について下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の概要

ふりがな 企業名 （組合名・屋号）		
ふりがな 代表者名		
住所	〒　－ 電話:　　FAX:	
ホームページアドレス	http://	
担当者名・部署名		
担当者住所（上記と異なる場合）	〒　－	
担当者連絡先	電話: FAX:	E-mail:

開業・法人設立日	年　　月　　日
資本金・出資金	百万円(うち大企業からの出資;　　百万円)
出資者数・組合員数	名(うち大企業からの出資;　　名)
役員・従業員数等	合計:　　名 (内訳)役員:　　名　、従業員:　　名　、ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ:　　名
事業形態	□みなし大企業に該当しない。 (みなし大企業に定義については公募要領参照。)
現在の事業内容 (　業　種　)	事業内容: (該当に○)1. 製造業　2. 建設業　3. 卸売業　4. 小売業 5. サービス業　6. その他

(注) ご記入頂きましたお客様の情報は、模倣品対策支援事業の目的以外のためには利用いたしません。
お客様の個人情報保護管理者: 知的財産・イノベーション部 知的財産課長 (Tel: 03-3582-5198)

2．申請希望理由

申請の動機
この補助金を知ったきっかけ
調査・摘発等対象国・地域における事業展開方針（または現在の事業内容）

助成を受けられなかった場合の対応策　　＜記入例＞：自費で調査実施予定。

３．対象権利

対象国・地域	
産業財産権の案件種別 (該当にチェック。複数可)	□特許権　□実用新案権　□意匠権　□商標権
発明の名称、登録している文字・図形など	
権利取得国・地域名 (出願国・地域名)	
出願者名 (権利者名が異なる場合は併せて記載)	
権利取得日	
登録番号	
出願日	
出願番号	

日本で登録（もしくは出願）されている登録(出願)番号	
技術評価書の有無 (該当にチェック)	対象権利につき、技術評価書の有無を選択してください。 □有　　□現在請求中　□請求検討中　□無

※中国の商標についてのみ、公告中も支援対象とします。この場合は、権利登録日と登録番号は不要です。

※中国の実用新案権、意匠権など無審査で取得した権利については、技術評価書の取得が可能です。

4．模倣品対策支援　実施希望内容

模倣品対策支援の実施を希望する国・地域 (複数可)	
希望する支援内容 (該当にチェック。複数可)	調査に加えて、実施したい項目がある場合、以下より選択してください。 □警告　□行政摘発　□ウェブサイトの削除　□税関登録 ※対象国・地域の制度や状況によっては、実施できない場合もあります。
調査・警告・行政摘発等対象製品 (複数可)	製品の一般名称： 商品名：
調査・警告・行政摘発等対象製品の特徴	
製品価格 (目安でも可)	(日本) 卸売： 小売： (現地正規品) 卸売： 小売： (現地模倣品) 卸売： 小売：

現地法人・代理店 (企業名・所在地など)	
自社最大負担可能額	_____円 ※記載金額は最大額であり、請求は実際にかかった費用に拠る
侵害の証拠・発見時期 (該当にチェック。複数可)	証拠：　□サンプル　□パンフレット　□ウェブページ 　　□その他（　　） 発見時期： 入手方法： 入手場所： （ウェブページの場合）URL：
証拠や真贋判定について弁理士等の専門家の判断はあるか。	＜記入例＞権利侵害の可能性については、弁理士による判断を交え比較を行った。
現在の被害状況	※被害の状況については、添付書類（５．（４）参照）にて関連資料をご提出いただきますが、本欄でも簡潔に説明をお願いします。
調査・摘発等希望内容 (対象や地域、収集したい証拠など)	＜記入例＞上記店舗の実態を調査し、製造拠点をつきとめたい。 模倣品製造の証拠を入手し、行政摘発等、今後の対応方法について検討したい。
本事業利用後の対応予定（該当にチェック。複数可）	□行政摘発（税関登録含む）　□警告　□民事訴訟　□刑事訴訟 その他（　　）
本事業の利用実績	あり（　　年度）　／　なし
委託先の希望	ご希望の調査会社、法律事務所があれば、ご希望順に社名・事務所名・所在地・連絡先をご記入下さい。ご希望の調査・摘発等実施対象国が複数ある場合は、国ごとにご記入ください。ただし、最終的にはジェトロの規定に則って選定されるため、必ずしもご希望に沿えない場合があります。 第一希望： 第二希望： □特に希望なし（ジェトロにて選定します）

5. 添付書類について

申請の際は、本申請書とともに以下の書類を添付してご提出ください。

(1)登記簿謄本の写し

(2)直近の決算書の写し

(3)調査・摘発等対象国・地域における権利登録証の写し

(4)現地での模倣品被害を証明する資料(模倣品と真正品の比較資料)

(5)本調査に参考となる過去の調査結果資料(任意)

(6)別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿

（様式第１の別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ	訓練　実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ	東北　一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
ｶﾝｻｲ ｼﾞﾛｳ	関西　次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注１）
役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（注２）「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。（監査役も記載）

様式第２（模倣品対策援事業の辞退届）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

支援対象企業　　住所
氏名　　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　　印

平成　　年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
（模倣品対策支援事業）
辞退届

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）３．（１５）④の規定に基づき、辞退ついて下記のとおり申し出ます。

記

辞退の理由

様式第３（防衛型侵害対策支援事業の申請用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

申請者　　住所

氏名　　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）４．（２）申請要件の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（中小企業等海外侵害対策支援事業）（２０１６０３２３特第１号）及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

１．申請者種別（いずれかに○）

	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等

２．申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	事業内容（該当に☒） ☐製造業　☐建設業　☐卸売業　☐小売業 ☐サービス業　☐その他

☐みなし大企業に該当しない（みなし大企業の定義については公募要領参照）

３．担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

４．係争費用の調整（いずれかに○）

（１）公的機関からの補助金の支出の有無　　（　有　・　無　）

（２）公的保険への加入の有無　　（　有　・　無　）

	①日本商工会議所		①損保ジャパン日本興亜(株)
	②全国商工団体連合会		②三井住友海上火災保険(株)
	③全国中小企業団体中央会		③東京海上日動火災保険(株)
	④その他（　　）		④どこにも所属していない
	⑤どこにも所属していない		

5．係争に関わる製品等の説明

6．警告・提訴等された内容

係争対象国	
係争相手社名	
係争相手住所	
係争発生日	年　　月　　日
係争内容	（該当に☒）*複数回答可 ☐メール・警告状などで警告を受とった　☐行政処置（執行）を受けた ☐差し止めを受けた　☐提訴された　　☐損害賠償を請求された ☐その他（　　）
産業財産権の案件種別	（該当に☒） ☐特許権　☐実用新案権　☐意匠権　☐商標権　☐不明

7．係争対象国で保持または出願中である産業財産権

産業財産権の種別	（該当に☒） ☐特許権　☐実用新案権　☐意匠権　☐商標権
出願者名（権利者）	
出願日	
出願番号	
登録番号	
技術評価書の有無	（中国の実用新案、意匠など無審査で取得した自社権利について　該当に☒） ☐有　　☐現在請求中　☐請求検討中　☐無
発明の名称、登録している文字、図形など	

８．係争状況（時系列で係争の発生又は対応状況を記述）

年　月　日	係争の発生及び対応状況

９．選任代理人（弁護士など、決まっている場合のみ記入）

代理人氏名	
住所	〒
連絡先（電話）	

１０．申請に当たっての留意

本事業への申請を以て、以下の事項について申請者は遵守し、もしくは疑義が無いことを証明するものとします。

① 本事業完了後、３年間の係争に関わる進展に対する報告に協力すること。
② 本係争に関する他の公的機関の助成を受けないこと。
③ ジェトロと常に連絡を取れる担当者が置けること。
④ 申請書提出後、必ずジェトロと面談の機会を設けられること。

１１．添付資料について

申請の際は、本申請書とともに別添１で示された書類及び関連する産業財産権の保有者又は警告状の宛先が申請者の海外現地法人である場合にはその関係が判る書類を添付してご提出ください。

別添１

	提　出　書　類
法人	１．登記簿謄本の写し（現在事項全部証明書） ２．会社の事業概要（注１） ３．直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 ４．係争国での産業財産権の権利証の写し。出願中の場合は出願書類、公報等 ５．係争が始まったことを証明する書類等 ６．別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿 ７．その他補助事業者が定める事項
個人事業者	１．住民票の写し ２．事業者の概要（注１） ３．直近の確定申告書の控え等 ４．係争国での産業財産権の登録書の写し等。出願中の場合は出願書類、公報等 ５．係争が始まったことを証明する書類等 ６．別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿 ７．その他補助事業者が定める事項
事業協同組合等	１．定款 ２．組合員名簿 ３．係争国での産業財産権の権利証の写し。出願中の場合は出願書類、公報等 ４．係争が始まったことを証明する書類等 ５．別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿 ６．その他補助事業者が定める事項

（注１）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（様式第３の別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ	訓練　実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ	東北　一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
ｶﾝｻｲ ｼﾞﾛｳ	関西　次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注１）
役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（注２）「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。（監査役も記載）

様式第４（防衛型侵害対策支援事業の交付決定通知書）

年　　月　　日

法人等にあっては名称
代表者の氏名　宛て

独立行政法人　日本貿易振興機構

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日をもって申請のありました平成２８年度防衛型侵害対策支援事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成　　年　月　日で申請のありました平成２８年度防衛型侵害対策支援事業　間接補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．間接補助金の上限額は、次のとおりとします。
間接補助金の上限額　　５,０００,０００　円

３．間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とします。

４．補助対象企業は、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（中小企業等海外侵害対策支援事業）（２０１６０３２３特第１号）及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）（以下「実施要領」という。）の定めるところに従わなければなりません。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。
（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付
（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則
（３）相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
（４）補助対象企業等の名称及び不正の内容の公表

５．間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

６．国及び独立行政法人日本貿易振興機構等が行う間接補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。

７．当該案件が海外知財訴訟保険補助事業を利用した海外知財訴訟保険の保険金支払い対象案件である場合、交付決定が取り消されることがあります。

８．実施要領４．（６）から（１２）、（１４）、（１５）及び（１８）に掲げる条件を遵守しなければなりません。

様式第５（防衛型侵害対策支援事業の交付申請取下げ用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金
交付申請取下げ申出書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）４．（６）の規定に基づき、交付の申請取下げについて下記のとおり申し出ます。

記

交付申請取下げ理由

様式第６（防衛型侵害対策支援事業の事故報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金
事故報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）４．（９）の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額　　円

３．事故に対して採った措置

４．本事業の遂行及び完了の予定

様式第７（防衛型侵害対策支援事業の状況報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金
状況報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)４.（１０）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．本事業の遂行状況

２．補助対象経費の収支概要

様式第８（防衛型侵害対策支援事業の報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金
実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）４．（１１）実績報告の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．本事業の実施内容

（１）係争内容

係争対象国	
係争相手社名	
係争相手住所	
係争発生日	年　　月　　日
係争内容	（該当に☒）*複数回答可 ☐メール・警告状などで警告を受とった ☐差し止めを受けた　☐提訴された　　☐損害賠償を請求された ☐その他（　　）
産業財産権の案件種別	（該当に☒） ☐特許権　☐実用新案権　☐意匠権　☐商標権

（２）実施した係争活動（時系列に記入すること）

２．本事業の収支決算

（１）収　　入　　（単位：円）

項　　目	金　　額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合　　計	

（２）支　　出

（イ）経費の内訳　　（単位：円）

支出相手方	内容	支出年月日	金額（税抜き）

３．間接補助金の振込先金融名等

金融機関名		銀行	支店名	本・支店
□当座 □普通	口座番号		預金名義者	

４．係争に関する今後の予定

様式第９（防衛型侵害対策支援事業の精算（概算）払請求用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所
氏名　　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
間接補助金
精算（概算）払請求書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)４．（１３）の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）
円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第１０（防衛型侵害対策支援事業の税額確定に伴う報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　防衛型侵害対策支援事業
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)４.（１４）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助金額　　円

２．間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４．間接補助金返還相当額（３．－２．）　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１１（防衛型侵害対策支援事業の経過・結果報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

防衛型侵害支援事業
間接補助金
経過・結果報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)４.（２）申請要件⑦の規定に基づき、本事業終了後の経過、結果について下記のとおり報告します。

記

１．報告期間

支援期間	平成　　年　月　　日（交付決定日）～平成　　年１２月３１日迄
報告期間	実績報告書提出後から三年間

２．経過・結果状況の報告

日　付	状況・経過報告
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

様式第１２（冒認商標無効・取消係争支援事業の申請用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

申請者　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業

間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）５．（２）申請要件の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（中小企業等海外侵害対策支援事業）（２０１６０３２３特第１号）及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

１．申請者種別（いずれかに○）

	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等

２．申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	事業内容（該当に☒） ☐製造業　☐建設業　☐卸売業　☐小売業 ☐サービス業　☐その他

☐みなし大企業に該当しない（みなし大企業の定義については公募要領参照）

３．担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

４．　申請者が日本で有している商標（問題となっている冒認商標と関連する申請者の商標）

出願者名 （権利者名）	
出願日	
出願番号	
登録番号	
区分（指定商品/指定役務）	

登録している商標（文字、図形など）	

※申請者の有する商標は１つのみ記入可。ハウスマークと商品ブランド商標双方が冒認されている場合、どちらか１つのみが本事業の支援対象となる。

５．　申請者が係争国で有している商標（冒認商標が出願・登録されている国において、問題となっている冒認商標と関連する商標を取得している場合にのみ記載）

出願者名（権利者名）	
出願日	
出願番号	
登録番号	
区分（指定商品/指定役務）	
登録している商標（文字、図形など）	

６．海外で第三者が既に出願又は登録している商標

係争対象国	
出願者名（権利者）	
出願日	
出願番号	
登録番号	
区分（指定商品/指定役務）	
出願（登録）している商標（文字、図形など）	

※中国の商標についてのみ、公告中も支援対象とします。この場合は、権利登録日と登録番号は不要です。

※申請者の有する１商標（４．に記載したもの）が対象であれば、複数の国又は異なる相手方で無効・取消係争が可能。

７．冒認商標に対する対応状況（係争の発生や対応状況を時系列で記述）

年　月　日	冒認商標の発見及び対応状況

※相手方から、警告状や差止めを受ける等権利侵害の訴えを起こされており、それに対する対抗措置として冒認商標を取り消す場合は、防衛型侵害対策支援事業（様式３　防衛型侵害対策支援事業の申請書）をご利用ください。

８．冒認商標無効・取消係争実施希望内容

冒認商標無効･取消係争希望国・地域	
現在の被害状況又は今後生じうる被害	＜記入例＞中国進出を考えているが、当該冒認商標のために登録が拒絶されてしまったため、中国進出を延期している状況。
講じようとする措置の内容及び戦略	
取消後の対応予定	□当該国への出願 その他（　　）
補助を受けられなかった場合の対応策	＜記入例＞自費で異議申立てを実施予定。

同一・類似について弁理士等の専門家の判断はあるか。	＜記入例＞権利侵害の可能性については、弁理士による判断を交え比較を行った。
本事業の利用実績	あり（　　年度）　／　なし
ジェトロ以外の公的機関からの補助金の支出の有無（海外知財訴訟保険を含む）	あり（　　年度）　／　なし

９．選任代理人（弁護士など、決まっている場合のみ記入）

代理人氏名	
住所	〒
連絡先（電話）	

１０．申請に当たっての留意

本事業への申請を以て、以下の事項について申請者は遵守し、もしくは疑義が無いことを証明するものとします。

① 本事業完了後、３年間の係争に関わる進展に対する報告に協力すること。
② 本係争に関する他の公的機関の助成を受けないこと。
③ ジェトロと常に連絡を取れる担当者が置けること。
④ 申請書提出後、必ずジェトロと面談の機会を設けられること。

(注1)原則として単年度に複数回の申請は認められませんが、申請者が日本で有している商標権と同一又は類似の商標が当該国で複数存在する場合や、異なる第三者が複数国に存在する場合も、本事業の支援対象とすることができるので、申請書には本年度申請したい内容の全てをご記入下さい。

(注 2)本申請書につき可能な限りマイクロソフトオフィス・ワード形式で電子メールにてご送付ください。

１１．添付資料について

申請の際は、本申請書とともに別添１で示された書類及び関連する産業財産権の保有者又は警告状の宛先が申請者の海外現地法人である場合にはその関係が判る書類を添付してご提出ください。

別添１

	提　出　書　類
法人	１．登記簿謄本の写し（現在事項全部証明書） ２．会社の事業概要（注１） ３．直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 ４．対象国で第三者が既に出願または登録している商標と同一又は類似の、申請者が日本国内で有する商標権の権利証の写し。 ５．対象国で第三者が申請者の日本国内の商標権と類似又は同一である冒認商標を出願又は登録していることを示す証拠書類等 ６．別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿 ７．その他補助事業者が定める事項
個人事業者	１．住民票の写し ２．事業者の概要（注１） ３．直近の確定申告書の控え等 ４．対象国で第三者が既に出願または登録している商標と同一又は類似の、申請者が日本国内で有する商標権の権利証の写し。 ５．対象国で第三者が申請者の日本国内の商標権と類似又は同一である冒認商標を出願又は登録していることを示す証拠書類等 ６．別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿 ７．その他補助事業者が定める事項
事業協同組合等	１．定款 ２．組合員名簿 ３．対象国で第三者が既に出願または登録している商標と同一又は類似の、申請者が日本国内で有する商標権の権利証の写し。 ４．対象国で第三者が申請者の日本国内の商標権と類似又は同一である冒認商標を出願又は登録していることを示す証拠書類等 ５．別紙の暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿 ６．その他補助事業者が定める事項

（注１）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（様式第１２の別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ	訓練　実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ	東北　一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
ｶﾝｻｲ　ｼﾞﾛｳ	関西　次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注１）
役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（注２）「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。（監査役も記載）

様式第１３（冒認商標無効・取消係争支援事業の交付決定通知書）

年　　月　　日

法人等にあっては名称
代表者の氏名　宛て

独立行政法人　日本貿易振興機構

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日をもって申請のありました平成２８年度冒認商標無効･取消係争支援事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成　　年　月　日で申請のありました平成２８年度冒認商標無効・取消係争支援事業　間接補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．間接補助金の上限額は、次のとおりとします。
間接補助金の上限額　　５,０００,０００　円

３．間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とします。

４．補助対象企業は、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（中小企業等海外侵害対策支援事業）（２０１６０３２３特第１号）及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）（以下「実施要領」という。）の定めるところに従わなければなりません。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。
（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付
（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則
（３）相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
（４）補助対象企業等の名称及び不正の内容の公表

５．間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

６．国及び独立行政法人日本貿易振興機構等が行う間接補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。

７．当該案件が海外知財訴訟保険補助事業を利用した海外知財訴訟保険の保険金支払い対象案件である場合、交付決定が取り消されることがあります。

８．実施要領５．（６）から（１２）、（１４）、（１５）及び（１８）に掲げる条件を遵守しなければなりません。

様式第１４（冒認商標無効・取消係争支援事業の交付申請取下げ用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金
交付申請取下げ申出書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等海外侵害対策支援事業）５．（６）の規定に基づき、交付の申請取下げについて下記のとおり申し出ます。

記

交付申請取下げ理由

様式第１５（冒認商標無効・取消係争支援事業の事故報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金
事故報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)５.（９）の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額　　円

３．事故に対して採った措置

４．本事業の遂行及び完了の予定

様式第１６（冒認商標無効・取消係争支援事業の状況報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金
状況報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)５.（１０）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．本事業の遂行状況

２．補助対象経費の収支概要

様式第１７（冒認商標無効・取消係争支援事業の報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金
実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)５.（１１）実績報告の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

２．本事業の実施内容

（１）係争内容

係争対象国	
係争相手社名	
係争相手住所	
係争の内容	＜記入例＞　異議申立て
係争開始日	

（２）実施した係争活動（時系列に記入すること）

年　　月　　日	係争活動の内容、進捗等

２．本事業の収支決算

（１）収　　入　　（単位：円）

項　　目	金　　額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合　　計	

（２）支　　出

（イ）経費の内訳　　（単位：円）

支出相手方	内容	支出年月日	金額（税抜き）

３．間接補助金の振込先金融名等

金融機関名		銀行	支店名	本・支店
□当座 □普通	口座番号		預金名義者	

４．係争に関する今後の予定

様式第１８（冒認商標無効・取消係争支援事業の精算（概算）払請求用）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所
氏名　　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金
精算（概算）払請求書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)５.（１３）の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第１９（冒認商標無効・取消係争支援事業の税額確定に伴う報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

平成　　年度　冒認商標無効・取消係争支援事業
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業)５.（１４）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助金額　　円

２．間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４．間接補助金返還相当額（３．－２．）　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第２０（冒認商標無効・取消係争支援事業の経過・結果報告書）

年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易振興機構

補助対象企業　　住所

氏名　　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

冒認商標無効・取消係争支援事業
間接補助金
経過・結果報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等海外侵害対策支援事業）５.（２）申請要件④の規定に基づき、本事業終了後の経過、結果について下記のとおり報告します。

記

１．報告期間

支援期間	平成　　年　月　　日（交付決定日）～平成　　年１２月３１日迄
報告期間	実績報告書提出後から三年間

２．経過・結果状況の報告

日　付	状況・経過報告
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	